

東京都ひとり親家庭自立支援計画

1 はじめに

◆ 計画策定の趣旨

- 平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」「児童福祉法」及び「社会福祉法」の一部改正を内容とした「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体における自立支援体制の整備について規定されました。
- 都は、これまででも区市町村と連携し、ひとり親家庭へのきめ細かな支援策を総合的に展開してきました。こうした取組をさらに進め、ひとり親家庭の生活の安定と向上、自立への努力を支援するため、本計画を策定します。

◆ 計画の内容

- この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき策定するものであり、「次世代育成支援東京都行動計画」に包含されます。

◆ 計画期間

- 計画期間は、平成17年度を初年度とする平成21年度までの5年間です。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件を整備する。

2 東京のひとり親家庭の現状

◆ 离婚件数の推移

平成15年の都における離婚件数は、約2万8千件、離婚率は人口千人あたり2.28人で近年増加傾向にあります。

◆ 世帯数（推計）

平成16年の母子家庭は118,100世帯、父子家庭は20,700世帯です。

◆ 就業の状況

働いている母子家庭の母親は、85.2%、そのうち常用勤労者は55%でパート・アルバイト等が37%となっています。一方、父子家庭の父親は、91.1%が働いており、そのうち常用勤労者は、68.9%です。

◆ 収入の状況

母子家庭の年間収入は、200万円未満と200～400万円未満がともに35%と最も多く、父子家庭の場合は400～600万円未満が33.3%と最も多くなっています。

◆ 住宅の状況

母子、父子家庭ともに「借家・賃貸住宅等」が過半数を占めます。

◆ 子育て支援

保育所の開所時間の延長や病後児保育などのニーズがあります。

◆ ひとり親家庭の悩み

母子家庭では「家計」、父子家庭では「家事」が最も多くなっています。

◆ ひとり親家庭の相談状況

母子自立支援員が行った相談件数は77,452件（15年度）で近年増加傾向にあります。

3 ひとり親家庭の課題と施策の方向性

ひとり親家庭の課題

ひとりで子育てと仕事の両方を担っているひとり家庭を支援していくためには、①就業支援、②相談体制の整備、③子育て支援・生活の場の整備、④経済的な支援が重要です。特に母子家庭に対しては、就業支援、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。

施策の方向性

○ 就業支援

- ・ 状況に応じた就業への支援
- ・ 就業経験が十分でない親、離婚直後の母親、失業・未就業者への就業支援
- ・ 転職希望者へのスキルアップ支援など

○ 相談体制の整備

- ・ 地域での相談体制の確立
　　福祉事務所、児童相談所、地区母子福祉団体、NPO等関係機関の連携強化等
- ・ 母子自立支援員の援助力の向上

○ 子育て支援・生活の場の整備

- ・ 多様な働き方を支える子育て支援の推進
- ・ 大都市の保育ニーズへの対応、各事業のひとり親家庭優先施策の活用、ホームヘルプなどひとり親家庭独自の支援策の実施
- ・ 安心して生活できる場の確保

○ 経済的な支援

- ・ 自立に向けた経済的支援
- ・ 手当や貸付制度などによる自立支援
- ・ 関係機関の連携による子どもの養育費確保への支援

4 主なひとり親家庭施策の体系

就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等
- ・母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子家庭高等技能訓練促進費事業
- ・母子家庭常用雇用転換奨励金事業
- ・東京しごとセンター事業
- ・公共職業訓練の実施
- ・(新) 母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施
- ・就業支援の事例の収集と活用

相談体制の整備

- ・母子自立支援員の資質の向上(母子自立支援員研修)
- ・ひとり親家庭等電話相談事業
- ・ひとり親家庭総合支援事業

子育て支援・生活の場の整備

- ・保育等
通常保育事業(認可保育所、認証保育所、家庭福祉員)、夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業、病後児保育事業
- ・学童クラブ運営費補助事業
- ・子ども家庭在宅サービス
(ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育など)
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・ひとり親家庭総合支援事業(再掲)
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ・都営住宅の優先入居
- ・母子生活支援施設の環境改善等
- ・婦人相談所・婦人保護施設の環境改善等
- ・母子緊急一時保護事業

経済的な支援

- ・児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付
- ・ひとり親家庭医療費助成

5 具体的な支援策

◆ 就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター（財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会）、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業等による就業支援、母子自立支援員や地区母子福祉団体、N P O等との連携強化による就業能力向上への支援など

◆ 相談体制の整備

母子家庭自立支援員の資質向上、ひとり親家庭電話相談、ひとり親家庭専門相談などを実施する区市町村への支援

◆ 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、都営住宅の優先入居など

◆ 経済的な支援

児童扶養手当等の手当やひとり親家庭医療費助成など

次世代育成支援東京都行動計画 (概要版)

平成17年4月 第1版
平成18年4月 第2版

印刷物規格表 第2類
印刷番号 (18) 43

編集・発行／東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
〒 163-8001 新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5320-4115 (ダイヤルイン)
印 刷／社会福祉法人 東京コロニー
東京都大田福祉工場

石油系溶剤を含まないインキを使用しています



石油系溶剤を含まないインキを使用しています



平成17年4月

